

## 杉並区立小学校における重大事態の調査結果での再発防止策の提言を受けた 杉並区教育委員会及び杉並区立学校の取組について

杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び杉並区立学校（以下「区立学校」という。）は、杉並区いじめ問題対策委員会による杉並区立小学校における重大事態の調査結果での再発防止策の提言を受けて、以下の取組を実施します。

- 1 区立学校は、いじめを受けた児童やいじめの疑いのある行為を受けた児童について、安全の確保を徹底し、一定期間教室と分けるという措置をしたうえで、学習保障とスクールカウンセラーなどによる心理的ケアを行い、児童の信頼回復を図るため、誠実に対応する。また、教育委員会は、区立学校におけるこれらの取組を積極的に支援する。
- 2 教育委員会は、教職員がいじめ防止対策推進法等に対する理解を深め、確実な初期対応や学校全体での組織的対応が確実に実行され、これらが重要であることの認識が図られるよう、教員の職層別研修や全ての教員に向けた時間や場所を選ばない動画による研修などの充実に努める。
- 3 教育委員会は、杉並区の「いじめ対応マニュアル」に基づき、区立学校に対して、学校いじめ対策委員会の主な役割や協議内容、記録の作成方法、初期対応等を具体的に提示する。  
区立学校は、それらの内容を年度当初の学校いじめ対策委員会で確認した上で、同委員会を必ず月1回開催し、確実な情報共有、対応方針の検討、「いじめが解消している状態」に関する慎重な判断を行うこと等により、組織的にいじめの問題に対応する。その際、事案に応じてスクールカウンセラー等を参加させることとする。
- 4 区立学校は、学校いじめ対策委員会の開催状況、いじめの認知件数・解消件数等を教育委員会に毎月報告する。報告を受けた教育委員会は、事案の緊急性・重大性に応じて、教育人事・指導課学校問題対応支援係（CEDAR（シダー））の職員が、学校問題対応弁護士などの助言を得て、区立学校に対する指導・助言等の積極的な支援を行う。その中でいじめ重大事態の疑いがある事案については、速やかに重大事態として認定する。